

静岡県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第18号

静岡県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則

静岡県教育委員会表彰規程（昭和24年静岡県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 表彰は次の各号に該当する<u>もの</u>について教育委員会が行う。</p> <p>(1) 教育、学術、技芸、その他文化の振興に貢献しその功績が<u>顕著なもの</u>。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) その他特に表彰に値すると教育委員会が認めた<u>もの</u>。</p> <p>第3条 前条に定める<u>もの</u>のほか、勤務成績良好で次の各号に該当する者（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に係るものを除く。</u>）について、永年勤続者表彰を行う。</p> <p>(1) 教育又は教育事務に従事し、勤続通算30年以上に及んで退職する教育長<u>並びに教育部及び県立学校の職員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第6条 <u>市町長、市町教育委員会教育長及び県立学校長は、第2条の規定により表彰を必要と認めるものがあるときは、調書を添え、教育委員会に具申するものとする。</u></p>	<p>第2条 表彰は次の各号に該当する<u>者</u>について教育委員会が行う。</p> <p>(1) 教育、学術、技芸、その他文化の振興に貢献しその功績が<u>顕著な者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) その他特に表彰に値すると教育委員会が認めた<u>者</u></p> <p>第3条 前条に定める<u>者</u>のほか、勤務成績良好で次の各号に該当する者について、永年勤続者表彰を行う。</p> <p>(1) 教育又は教育事務に従事し、勤続通算30年以上に及んで退職する教育長<u>及び教育委員会が任命する職員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>2 前項第1号に掲げる職員には、勤続通算30年に達する前に、教育委員会の要請に応じ、引き続いて静岡県内の公立学校の職員（教育委員会が任命する者を除く。）となり、教育又は教育事務に従事した後に、勤続通算30年以上に及んで退職する者を含む。</u></p> <p>第6条 <u>第2条に規定する表彰の要件に該当すると認める者があるときは、調書を添え、教育委員会に具申するものとする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。